

○大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則

平成24年4月1日

規則第63号

大津市立知的障害者通所施設の管理運営に関する規則(平成12年規則第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市立障害者通所施設条例(平成24年条例第9号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、大津市立障害者通所施設(以下「通所施設」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(事業所)

第2条 条例第4条に規定するサービスを提供するため、通所施設に事業所(以下「事業所」という。)を置く。

2 事業所の名称及び提供するサービスは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大津市立やまびこ総合支援センター

事業所の名称	提供するサービス
やまびこ園・教室	条例第4条第1項第1号に掲げるサービス
生活支援センター	条例第4条第1項第2号並びに同条第2項第1号(同号ア(エ)及び(カ)を除く。)、同項第2号及び第5号に掲げるサービス
さくらはうす	条例第4条第2項第1号ア(エ)に掲げるサービス
ひまわりはうす	条例第4条第2項第1号ア(エ)及び(カ)、同項第3号並びに第4号に掲げるサービス

(2) 大津市立北部子ども療育センター

事業所の名称	提供するサービス
わくわく教室	条例第4条第1項各号に掲げるサービス

(3) 大津市立東部子ども療育センター

事業所の名称	提供するサービス
のびのび教室	条例第4条第1項各号に掲げるサービス及び発達支援療育

(利用定員)

第3条 事業所ごとのサービスの利用定員は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) やまびこ園・教室 40人
- (2) さくらはうす 60人
- (3) ひまわりはうす 20人
- (4) わくわく教室 30人
- (5) のびのび教室 20人

(休所日)

第4条 やまびこ園・教室、さくらはうす、わくわく教室及びのびのび教室の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
- 2 ひまわりはうすの休所日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、事業所の休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

(開所時間)

第5条 事業所(生活支援センターを除く。)の開所時間は、午前8時40分から午後5時25分までとする。

- 2 生活支援センターの開所時間は、休日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下この項において同じ。)にあっては午前8時から午後6時まで、休日以外の日にあっては午前7時から午後9時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、前2項の開所時間を変更することができる。

(利用及び利用者登録の申請)

- 第6条 障害児通所支援を利用しようとする者(条例第6条第1項第3号に掲げる者に限る。)及び発達支援療育を利用しようとする者は、やまびこ園・教室利用申請書(わくわく教室にあってはわくわく教室利用申請書、のびのび教室にあってはのびのび教室利用申請書。様式第1号)により市長に申請しなければならない。
- 2 条例第6条第5項の規定による入浴サービスの利用者の登録の申請は、ひまわりはうす・入浴サービス利用者登録申請書(様式第2号)を市長に提出して行うものとする。
 - 3 条例第6条第6項の規定による夜間の一時保護の利用者の登録の申請は、生活支援セン

ター・夜間の一時保護利用者登録申請書(様式第3号)を市長に提出して行うものとする。

(利用及び利用者登録の可否の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに利用しようとする者及びその保護者と面接を行った上、利用の可否を決定し、やまびこ園・教室利用可否決定通知書(わくわく教室にあってはわくわく教室利用可否決定通知書、のびのび教室にあってはのびのび教室利用可否決定通知書。様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、速やかに登録の可否を決定し、ひまわりはうす・入浴サービス利用者登録可否決定通知書(様式第5号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前条第3項の規定による申請があったときは、速やかに登録の可否を決定し、生活支援センター・夜間の一時保護利用者登録可否決定通知書(様式第6号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(利用の承認)

第8条 前条第2項の規定による入浴サービスの利用者の登録を受けている者は、当該サービスを利用しようとするときは、あらかじめ利用しようとする日を市長に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 前条第3項の規定による夜間の一時保護の利用者の登録を受けている者は、当該サービスを利用しようとするときは、あらかじめ利用しようとする日時を市長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(利用の中止届及び利用者登録の抹消申請)

第9条 第7条第1項の規定による決定を受けて障害児通所支援又は発達支援療育を利用している者は、当該サービスの利用を中止しようとするときは、やまびこ園・教室利用中止届(わくわく教室にあってはわくわく教室利用中止届、のびのび教室にあってはのびのび教室利用中止届。様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 第7条第2項の規定による入浴サービスの利用者の登録を受けている者は、当該登録の抹消を希望するときは、ひまわりはうす・入浴サービス利用者登録抹消申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 第7条第3項の規定による夜間の一時保護の利用者の登録を受けている者は、当該登録の抹消を希望するときは、生活支援センター・夜間の一時保護利用登録抹消申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前各項の規定による利用の中止届又は利用者登録の抹消申請があったときは、それぞれその利用の決定を取り消し、又は利用者の登録を抹消するものとする。

(使用料等)

第10条 条例第7条第5項の規則で定める使用料の額は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 移動支援 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年規則第54号)第13条第2項第2号に定める利用者負担額
- (2) 日中一時支援 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第13条第2項第3号に定める利用者負担額
- (3) 入浴サービス 1回につき500円
- (4) 夜間の一時保護 1回につき1,000円

2 条例第7条第6項の規則で定める費用の額は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 障害児通所支援 1日につき350円。ただし、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第2号に掲げる通所給付決定保護者にあつては230円、同条第4号に掲げる通所給付決定保護者にあつては70円とする。
- (2) 生活介護及び自立訓練 1日につき650円。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等にあつては230円とする。
- (3) 発達支援療育 1日につき350円
(平25規則49・平26規則77・一部改正)

(使用料の減免)

第11条 条例第8条第3項の規定による使用料の減額又は免除は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 使用料の納付義務者の居住する家屋が火災その他の災害により半焼又は半壊以上の被害を受け、大津市市税条例(昭和34年条例第1号)第74条第1項の規定による固定資産税の減免を受けている場合
- (2) 納付義務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合(利用するサービスが、入浴サービス又は夜間の一時保護である場合に限る。)
- (3) その他市長が特別の理由があると認める場合

2 前項第1号又は第2号に掲げる場合に該当して使用料の減額又は免除を受けようとする者は、当該各号に掲げる特別の理由が発生した日から1か月以内に、障害者通所施設使用料減免申請書(様式第10号)を、減額又は免除を申請する理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかにその可否を決定し、障害者通所施設使用料減免可否決定通知書(様式第11号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(会議室の使用の申請及び許可)

第12条 条例第9条第1項の規定による会議室の使用の申請は、やまびこ総合支援センター会議室使用許可申請書(様式第12号)をやまびこ総合支援センター所長に提出して行うものとする。

2 やまびこ総合支援センター所長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに会議室の使用の可否を決定し、やまびこ総合支援センター会議室使用許可・不許可決定書(様式第13号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の大津市立知的障害者通所施設の管理運営に関する規則(平成12年規則第4号。以下「旧規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。
- 3 旧規則様式第1号から様式第3号まで及び様式第7号から様式第10号までの規定による申請書等は、この規則の規定にかかわらず、なお当分の間、使用することができる。
- 4 施行日前の大津市立知的障害者通所施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月29日規則第49号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第28号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

やまびこ園・教室利用申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

保護者 住所

氏名

印

電話番号

やまびこ園・教室を利用したいので、次のとおり申請します。

利用者	氏名		男・女	生年月日	年	月	日生
	状態						
	利用の理由						
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日						
利用種別							
家族の状況	氏名	続柄	生年月日	男・女	備考		
			年 月 日生	男・女			
			年 月 日生	男・女			
			年 月 日生	男・女			
			年 月 日生	男・女			
			年 月 日生	男・女			

備考 この様式をわくわく教室利用申請書として用いる場合にあっては、この様式中「やまびこ園・教室」とあるのは「わくわく教室」とし、のびのび教室利用申請書として用いる場合にあっては、この様式中「やまびこ園・教室」とあるのは「のびのび教室」とする。

様式第2号(第6条関係)

ひまわりはうす・入浴サービス利用者登録申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名
(続柄)
電話番号

ひまわりはうすにおける入浴サービスを利用したいので、大津市立障害者通所施設条例第6条第5項の規定により、次のとおり利用者の登録を申請します。

利用者	氏名		男・女
	生年月日	年 月 日	(歳)
	住所		
	身体障害者手帳	滋賀県()第 号(級)	交付年月日 年 月 日
緊急時の連絡先		(電話番号)	
備考			

様式第3号(第6条関係)

生活支援センター・夜間の一時保護利用者登録申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名
(続柄)
電話番号

生活支援センターが行う夜間の一時保護を利用したいので、大津市立障害者通所施設条例第6条第6項の規定により、次のとおり利用者の登録を申請します。

利用者	氏名		男・女
	生年月日	年 月 日	(歳)
	住所		
	療育手帳	滋賀県()第 号(A・B)	交付年月日 年 月 日
	身体障害者手帳	滋賀県()第 号(級)	交付年月日 年 月 日
緊急時の連絡先		(電話番号)	
備考			

様式第4号(第7条関係)

(平28規則28・一部改正)

第 号
年 月 日

やまびこ園・教室利用可否決定通知書

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあったやまびこ園・教室の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 利用対象者

住所

氏名

2 利用種別

種別

3 利用の可否 可・否

4 利用決定期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 利用することができない場合、その理由

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

備考 この様式をわくわく教室利用可否決定通知書として用いる場合にあつては、この様式中「やまびこ園・教室」とあるのは「わくわく教室」とし、のびのび教室利用可否決定通知書として用いる場合にあつては、この様式中「やまびこ園・教室」とあるのは「のびのび教室」とする。

様式第5号(第7条関係)

(平28規則28・一部改正)

年 月 日

ひまわりはうす・入浴サービス利用者登録可否決定通知書

様

大津市長

印

年 月 日付けで申請のあったひまわりはうすにおける入浴サービスの利用者の登録について、大津市立障害者通所施設条例第6条第5項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 利用対象者

住所

氏名

2 利用者登録の可否 可 ・ 否

3 利用者登録をしない場合、その理由

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することが

できなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第6号(第7条関係)

(平28規則28・一部改正)

第 号
年 月 日

生活支援センター・夜間の一時保護利用者登録可否決定通知書

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった夜間の一時保護の利用者の登録について、大津市立障害者通所施設条例第6条第6項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 利用対象者

住所

氏名

2 利用者登録の可否 可 ・ 否

3 利用者登録をしない場合、その理由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算し

て3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第7号(第9条関係)

やまびこ園・教室利用中止届

年 月 日

(宛先)

大津市長

保護者 住所

氏名

印

やまびこ園・教室の利用を中止したいので、大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 利用を中止する者

住所

氏名

2 利用種別

種別

3 利用中止年月日

年 月 日

4 利用中止理由

備考 この様式をわくわく教室利用中止届として用いる場合にあっては、この様式中「やまびこ園・教室」とあるのは「わくわく教室」とし、のびのび教室利用中止届として用いる場合にあっては、この様式中「やまびこ園・教室」とあるのは「のびのび教室」とする。

様式第8号(第9条関係)

ひまわりはうす・入浴サービス利用者登録抹消申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

印

ひまわりはうすにおける入浴サービスの利用を中止したいので、大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則第9条第2項の規定により、次のとおり利用者の登録の抹消を申請します。

1 利用者登録抹消者

住所

氏名

2 利用者登録抹消理由

様式第9号(第9条関係)

生活支援センター・夜間の一時保護利用者登録抹消申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

印

生活支援センターが行う夜間の一時保護の利用を中止したいので、大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則第9条第3項の規定により、次のとおり利用者の登録の抹消を申請します。

1 利用者登録抹消者

住所

氏名

2 利用者登録抹消理由

様式第10号(第11条関係)

障害者通所施設使用料減免申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所
氏名 印

障害者通所施設の使用料の減額又は免除を受けたいので、大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則第11条第2項の規定により、次のとおり理由を証する書類を添えて、使用料の減額又は免除を申請します。

1 減額又は免除を申請する使用料

2 理由

3 添付書類

様式第11号(第11条関係)

(平28規則28・一部改正)

障害者通所施設使用料減免可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった障害者通所施設の使用料の減額又は免除について、大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則第11条第3項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 減額又は免除する使用料
- 2 減額又は免除する使用料の額
- 3 減額又は免除を認める理由
- 4 減額又は免除を認めない場合、その理由

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6

月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第12号(第12条関係)

やまびこ総合支援センター会議室使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市立やまびこ総合支援センター所長

住所

申請者 氏名 印

連絡先(電話番号)

やまびこ総合支援センターの会議室を使用したいので、大津市立障害者通所施設条例第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

会議の名称及び内容	
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用人員	人
使用中の責任者	

様式第13号(第12条関係)

(平28規則28・一部改正)

やまびこ総合支援センター会議室使用許可・不許可決定書

第 号
年 月 日

様

大津市立やまびこ総合支援センター所長 印

年 月 日付で申請のあったやまびこ総合支援センターの会議室の使用について、大津市立障害者通所施設条例第9条第1項の規定により、次のとおり許可・不許可と決定します。

1 (許可した場合)許可内容

- (1) 使用人数 人
- (2) 会議の名称及び内容
- (3) 使用日時 年 月 日 時 分から 時 分まで

2 (許可した場合)許可条件

- (1) 使用の許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡しないこと。
- (2) 使用の許可を受けた会議室以外の施設、設備等を使用しないこと。
- (3) 会議室等で喫煙しないこと。
- (4) 火気に注意し、火気を使用した場合は後始末を完全にすること。
- (5) 会議室、設備等を使用した後は、清掃し、原状に復した上、係員に引き継ぐこと。
- (6) その他やまびこ総合支援センターの係員の指示に従うこと。

3 不許可とした場合、その理由

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。